

有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 17 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第43号

有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付要綱（令和 3 年要綱第18号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

年 月 日

誓約書兼同意書

有田市長 様

申請者 郵便番号

住 所

フリガナ
氏 名

電話番号

私は、有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付要綱の申請にあたり、下記の事項について誓約及び同意をいたします。

（共通）

☐ 有田市が補助対象者としての確認を行うにあたり、必要があるときは、申請者の住民登録に関すること、申請のあった物件に関する固定資産税評価証明書に関すること、また、申請者の市税に関することについて、調査することに同意します。

☐ 虚偽の申請があったとき、また、移住者については下記事項に違反があったときは、速やかに市長に報告するとともに、有田市空き家・空き地バンク仲介手数料補助金交付要綱第 9 条の規定に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還することを誓約します。

（利用希望登録者の場合）

☐ 有田市が補助対象者としての確認を行うにあたり、必要があるときは、同居人の市税に関することについて、調査することに同意します。

☐ 交付を受けた日より 10 年以上は、補助対象住居に居住することを誓約します。

☐ 今後、有田市移住推進空き家・空き地活用補助金を申請する場合、完了報告時点で当該物件の住所に住民票を移すことを誓約します。

付 則

この要綱は、令和８年７月21日から施行する。